

第3次志賀町男女共同参画行動計画【概要版】

計画期間：令和5年度～令和14年度（2023-2032）



1. 計画策定の趣旨

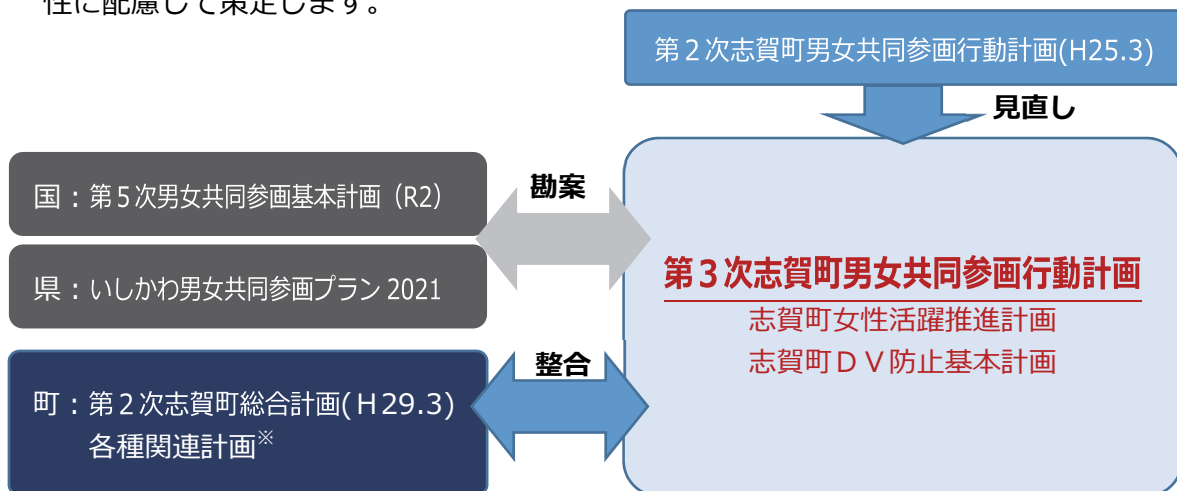
本町では、平成17（2005）年に「志賀町男女共同参画推進条例」を制定し、平成20（2008）年には、男女がお互いの生き方を尊重し、責任を分かち合える環境づくりの推進方策として「志賀町男女共同参画行動計画」を策定しました。その後、社会環境の変化に対応するため、平成25年3月に第2次計画を策定し、施策を推進してきました。

これまでの取組により、男女共同参画の推進に向けた町民意識は高まりつつありますが、近年の人口減少・少子高齢化の進行や人生100年時代の到来、自然災害や新たな感染症への対策、人々の生活様式や意識・価値観の多様化等への対応が求められています。

令和5年3月、第2次計画の計画期間満了に伴い、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを引き続き推進するため、社会情勢の変化、本町における現状と課題を踏まえながら、「第3次志賀町男女共同参画行動計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画とします。
- ②「志賀町男女共同参画推進条例」第8条に基づく行動計画とします。
- ③計画の一部を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」とします。
- ④国の「第5次男女共同参画基本計画」、石川県の「いしかわ男女共同参画プラン2021」を勘案し、策定します。
- ⑤本町の最上位計画である「第2次志賀町総合計画」や本町における他の個別計画との整合性に配慮して策定します。



※各種関連計画

第2期志賀町創生総合戦略（R2.3）、第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画（R2.3）、第8期志賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（R3.3）、志賀町第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（R3.3）、志賀町地域防災計画（R3.10）、志賀町特定事業主行動計画（R3.4）

3. 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和14年度（2023-2032）までの10年間とします。

ただし、期間中であっても、国内外の動向や社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。

4. 計画の基本理念

志賀町男女共同参画推進条例第3条では、本町の男女共同参画の推進に係る5つの基本理念を掲げており、本計画においてもこれらを基本理念として、男女共同参画施策を推進します。

- ①一人ひとりが、個人としてその尊厳が重んじられ、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- ②家庭を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の社会生活における活動を両立してできること。
- ③社会における制度及び慣行から性別による固定的な役割分担等の意識を排除し、あらゆる分野での男女共同参画の推進を阻害することのないよう配慮されること。
- ④男女が対等な関係の下に互いの性を理解し、妊娠、出産その他の性と生殖に関して自己決定が尊重され、かつ、生涯を通じて健康な生活を営む権利が確保されること。
- ⑤男女が共に社会の対等な構成員として、方針又は施策の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

5. 持続可能な開発目標（SDGs）への対応

平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な社会を実現するための国際社会全体の開発目標です。

わが国においても、平成28(2016)年5月に関係省庁が連携し、一体となり取り組むため、国家戦略として「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定し「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者」をめざす方針を打ち出しています。

また、この指針では「各地方自治体に、各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励」する旨が明記されています。

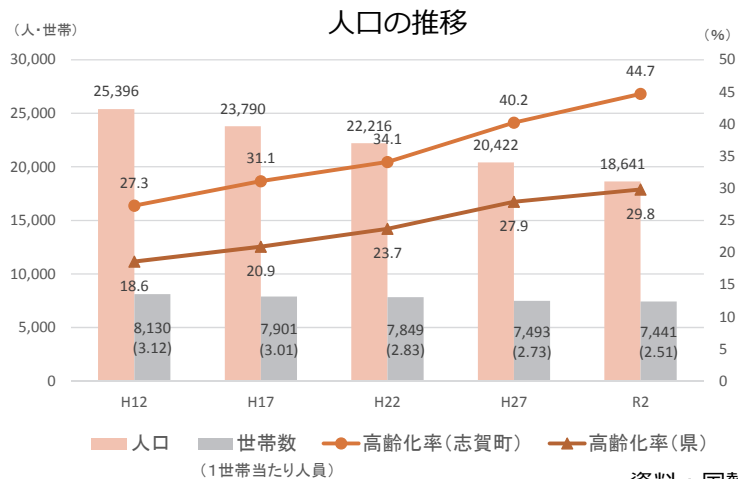
持続可能な地域づくりを進める本町においても、本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした関連するゴールの達成へ寄与します。



6. 本町の現状と課題

(1) 人口の状況

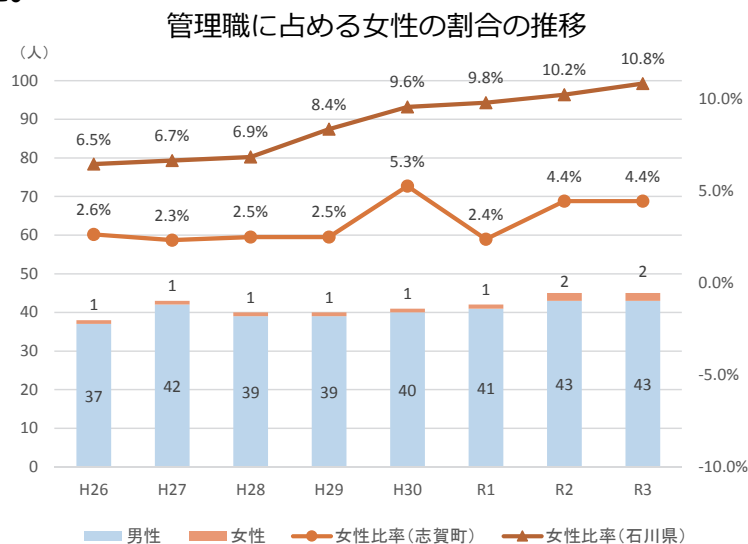
- 人口、世帯数は年々減少、令和2（2020）年の1世帯当たり人員は2.51人／世帯で、単身世帯の増加や核家族化が進んでいます。また、県全体を上回り、年々高齢化率が増加しています。
- 令和2（2020）年度の出生数は71人、人口千人に対する出生率は3.77で、県全体（6.91）を大きく下回っています。（資料：「石川県の人口と世帯」石川県統計情報室）



【課題】 ■今後ますます深刻化する人口減少、少子高齢化に備え、持続可能な社会の形成が重要です。

(2) 本町の行政分野における男女共同参画の状況

- 令和4（2022）年4月現在の本町の管理職における女性登用割合は4.1%（目標10%）となっています。
- 登用の推移では、微増していますが石川県平均を大きく下回っています。
- 令和2（2020）年度の育児休業取得状況は男性1人、女性12人で、男性の取得率は5.9%（目標20%）でした。



（地方公共団体における男女共同参画社会の形成 又は女性に関する施策の推進状況）

- 【課題】 ■本町の管理職における女性登用についても、積極的な取り組みが必要です。
- 町全体の育児休業等の取得率向上を図るためにも、町職員が率先して、男性職員の育児に伴う休暇・休業の取得について積極的な取組が必要です。

(3) アンケート結果からみる共同参画の状況

【調査概要】

調査名	令和4年度 男女共同参画に関する意識調査		
調査目的	「第2次志賀町男女共同参画行動計画」の計画期間（平成25年度～令和4年度）終了に伴い、次期計画策定に向けた基礎資料を得るために実施		
調査対象	志賀町在住の20歳以上の男女から無作為に抽出した1,000人		
調査期間	令和4（2022）年7月25日～8月8日（2週間）		
調査方法	郵送配布、郵送回収		
回収件数	358件	有効回答率	35.8%

【アンケート結果の課題と概要】

- 固定的な性別役割分担意識[※]は、家庭や職場、地域等をはじめとするあらゆる場において、依然として根強く残っています。
- 働く女性が増加している一方で、家庭における役割について女性の負担が未だ大きい状況にあります。

【課題】 ■ あらゆる場において男女平等意識の普及・啓発に努める必要です。
 ■ 家事・子育て・介護等は、男女が共に担うべき共通の課題であるという意識の醸成を図るとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整える必要です。

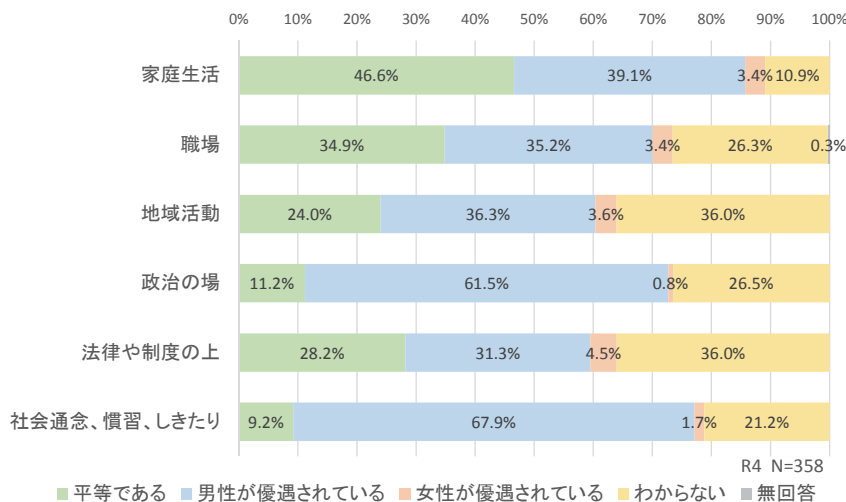
※固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として役割を固定的に分ける考え方のこと。

【主なアンケート結果】

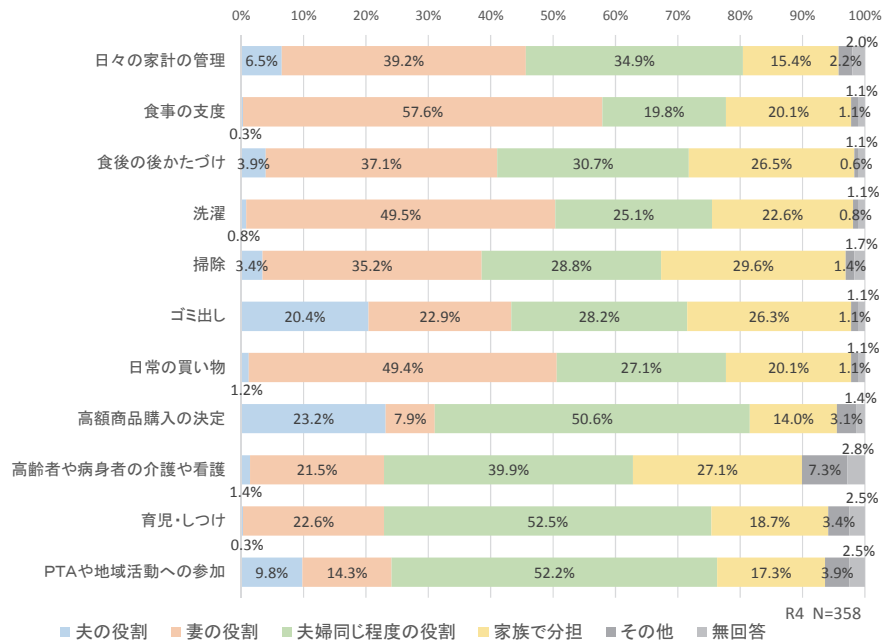
<男女平等に関する意識>

「家庭生活」では約5割が「平等である」と感じています。その一方で、「政治の場」、「社会通念、慣習、しきたり」では、6割以上が「男性が優遇されている」と感じています。



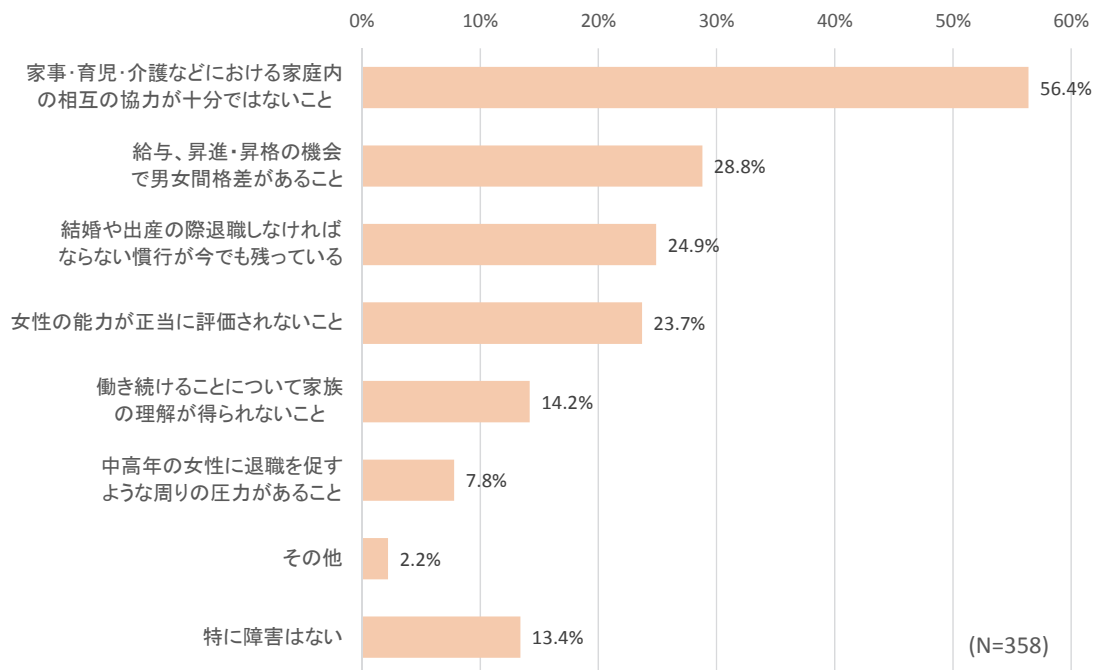
<家庭での役割分担>

「高額商品購入の決定」、「育児・しつけ」、「PTAや地域活動への参加」では約5割が「夫婦同じ程度の役割」となっています。しかし、「食事の支度」や「洗濯」等の日常の家事については、「妻の役割」が高くなっています。



<女性が仕事を続けていく上で障害になること>

約6割の人が「家事・育児・介護などにおける家庭内の相互の協力が十分ではないこと」を障害だと思っています。



7. 計画の視点

男女共同参画を取り巻く現状や社会情勢における課題、「持続可能な開発目標」(SDGs)の理念を踏まえ、次の3つの視点で計画を策定します。

視点1 ▶ 男女共同参画の理解促進

固定的な性別役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方等にとらわれない意識の醸成

視点2 ▶ 女性活躍の促進

女性が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において活躍できる地域社会の実現

視点3 ▶ 多様性の尊重

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現

8. 基本目標と課題

条例の基本理念、計画の視点を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けて、3つの「基本目標」と「課題」を掲げ、これに基づき施策の推進に取り組みます。

基本目標と課題

【基本目標Ⅰ】男女平等・多様性社会を進める意識づくり

- 課題1 男女共同参画の意識醸成と理解促進
- 課題2 多様性の理解促進・人権尊重

【基本目標Ⅱ】誰もがいきいきのびのび活躍できる環境づくり

- 課題1 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 課題2 政策・方針決定過程への女性の参画推進
- 課題3 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

【基本目標Ⅲ】誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

- 課題1 生涯にわたる健康支援
- 課題2 困難を抱える人々への支援
- 課題3 地域防災における男女共同参画の推進
- 課題4 あらゆる暴力の根絶

9. 施策の体系図

【基本目標Ⅰ】 男女平等・多様 性社会を進める 意識づくり



【課題1】男女共同参画の意識醸成と理解促進

施策の方向

- ①男女共同参画の広報・啓発活動の推進
 - わかりやすい広報・啓発活動の推進
 - 男女共同参画に関する学習機会の充実
- ②固定的な性別役割分担意識の解消
 - 定期的な意識調査・実態調査の実施及び情報の収集
 - 情報の積極的な提供・発信

【課題2】多様性の理解促進・人権尊重

施策の方向

- ①性の多様性への理解促進
 - SDGsの振興による多様性の理解
 - 性的少数者への支援
- ②多様な文化への理解促進
 - 国際交流団体の活動支援
 - ESD教育の推進

【基本目標Ⅱ】 誰もがいきいき のびのび活躍で きる環境づくり



【課題1】ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向

- ①ワーク・ライフ・バランス推進のための啓発
 - 企業へのワーク・ライフ・バランス推進のための法や 制度の周知・啓発
 - 役場内におけるワーク・ライフ・バランスの促進
- ②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実
 - 安心して育てられる環境の充実
 - 高齢者・障がい者福祉の充実

【課題2】政策・方針決定過程への女性の参画推進

施策の方向

- ①行政分野における女性の参画促進※
 - 町の審査会等委員への女性の参画促進
 - 町の管理・監督職員への女性の任用及び職域拡大
 - 女性の政治参画における意識啓発
- ②企業・団体等における女性の参画促進※
 - 企業や各種団体等の役職員等への女性の参画促進
 - 女性の参画状況の把握
- ③地域における女性の参画推進※
 - 女性団体の活動支援
 - 農林漁業分野における女性の参画促進

【課題3】雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保

施策の方向

- ①男女労働者に優しい労働環境づくり
 - 男女雇用機会均等法等の定着促進
 - ポジティブ・アクションの奨励
 - 各種ハラスメント等の防止・相談
- ②女性活躍のための環境づくり※
 - 働く女性の妊娠・出産に係る保護（法や制度の周知）
 - 女性の就業・起業支援

【基本目標Ⅲ】
誰もが健康で安心して暮らせる
まちづくり



【課題 1】生涯にわたる健康支援

施策の方向

- ①生涯を通じた男女の健康の保持増進
 - 健康づくりの推進
 - 健診体制の充実
- ②妊娠・出産等に関する女性の健康支援
 - 妊娠・出産期における支援や医療体制の充実
 - 子どもや母親の健康の確保

【課題 2】困難を抱える人々への支援

施策の方向

- ①生活困難を抱える子育て家庭への支援
 - ひとり親家庭等の自立支援の推進
 - 経済的困難を抱える子育て家庭への支援
- ②高齢者・障がい者福祉の充実
 - 高齢者の生活支援
 - 障がい者施策や障がい福祉サービス、障がい児支援の拡充

【課題 3】地域防災における男女共同参画の推進

施策の方向

- ①防災に関する女性の参画拡大※
 - 地方防災会議への女性の参画促進
 - 地域の自主防災活動への女性の参画促進
- ②災害時の多様性配慮
 - 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策
 - 災害時の要配慮者支援と多様性配慮

【課題 4】あらゆる暴力の根絶

施策の方向

- ①暴力根絶の意識醸成・啓発
 - DVに関する知識の普及啓発
 - 若年層への教育の充実
- ②暴力防止及び被害者支援
 - 相談窓口の充実と周知
 - 被害者の安全確保と自立支援

※…女性活躍推進法に基づく推進計画該当箇所

10. 計画の推進

(1) 推進体制の整備

①「志賀町男女共同参画審議会」の設置

町民参画機関である「志賀町男女共同参画審議会」を設置し、計画の進捗管理や時代に合った内容となるように計画の見直しを行うなど、男女共同参画の推進に関する重要な事項について調査・審議を行います。

②「志賀町男女共同参画推進会議」の設置

「志賀町男女共同参画推進会議」を設置して 10 名以内の推進員と連携し、出前講座の開催等を含む行動計画の普及啓発を推進します。

③関係機関との連携

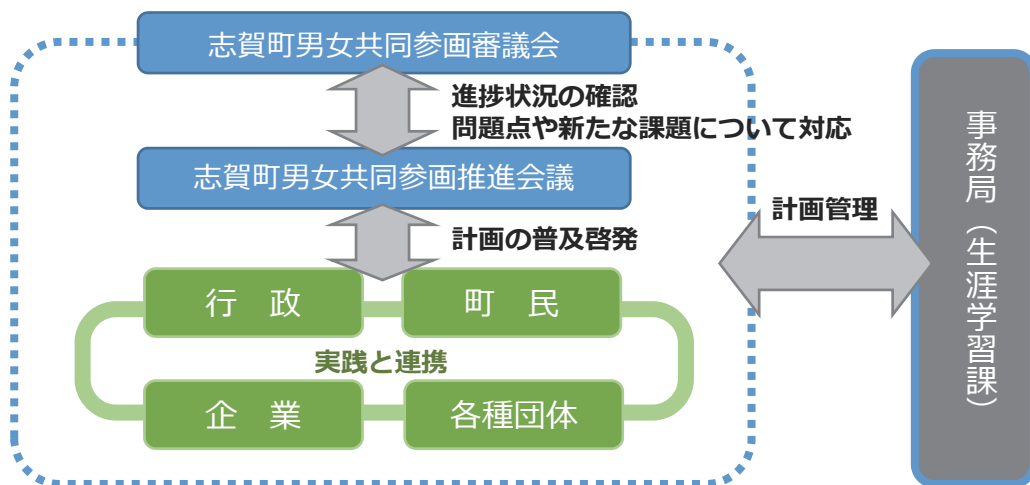
●町民、各種団体、企業などとの連携

町民をはじめ、女性団体などの各種団体や企業とネットワークを構築し、全町的な広がりをもって、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

また、家庭・地域・職場などあらゆる場面において、自発的な男女共同参画社会に向けた取組が推進できるよう、男女共同参画の形成に関する情報の収集に努め、広く情報を提供していきます。

●国、県などとの連携

本計画の目標とする男女共同参画社会の形成は、町の施策のみにより実現するものではないため、国、県はもとより、男女共同参画を推進する関係行政機関や男女共同参画推進員などと連携を密にし、一体となった取組を推進します。



(2) 計画の進捗管理

取組が広範かつ多岐にわたる本計画の着実な推進を図るため、生涯学習課を事務局として庁内の関係各課と連携を図り、設定された成果指標などに基づいて各施策の進捗状況や関連施策の実施状況を定期的に把握し、必要に応じて各種施策の見直しを行ってまいります。

【成果指標一覧】

基本目標	項目	現況値 (年度)	目標値	
			R9 (2027)	R14 (2032)
【基本目標Ⅰ】 男女平等・多様性社会を進める意識づくり	「男女共同参画社会」の周知度	66.8% (R4)	85.0%	100.0%
	男女の地位について「社会通念、慣習、しきたり」で平等だと感じる人の割合	9.2% (R4)	40.0%	70.0%
	国際交流ボランティア登録者数(累計)	1名 (R3)	5名	10名
【基本目標Ⅱ】 誰もがいきいきのびのび活躍できる環境づくり	町内の「石川県ワーク・ライフ・バランス企業」表彰企業数(累計)	1団体 (R3)	3団体	5団体
	町男性職員の育児休業取得率	5.9% (R2)	20.0%	30.0%
	町の審議会等における女性委員の割合	23.5% (R3)	30.0%	40.0%
	いしかわ男女共同参画推進宣言企業「女性活躍加速化クラス」の認定数(累計)	12社 (R3)	20社	30社
【基本目標Ⅲ】 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり	健康診断受診率(特定健診)	46.0% (R3)	60.0%	63.0%
	女性防災士数	59人 (R3)	75人	85人
	DV被害を受けた人のうち相談した人の割合	52.0% (R4)	70.0%	80.0%



発行日：令和5年3月
 発行：志賀町生涯学習課（男女共同参画担当）
 住所：〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
 TEL：0767-32-9350 FAX：0767-32-3933
 E-Mail：gakushu@town.shika.lg.jp